

令和5年版

長野県環境白書 <概要版>



目 次

令和4年度の環境関係施策体系	1
令和4年度における特徴的な取組	2
施策の柱ごとの主な取組	
持続可能な社会の構築	3
脱炭素社会の構築	4
生物多様性・自然環境の保全と利用	5
水環境の保全	6
大気環境等の保全	7
循環型社会の形成	8
標高差に着目した施策の展開	9
地域別の特性を踏まえた取組	10
第四次長野県環境基本計画 目標の達成状況	11

(表紙の写真)

左上 » 馬と御嶽山

右上 » コマクサ

右下 » 御嶽山と木曽前岳

左下 » ライチョウ



長野県

編集・発行 長野県環境部環境政策課

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2

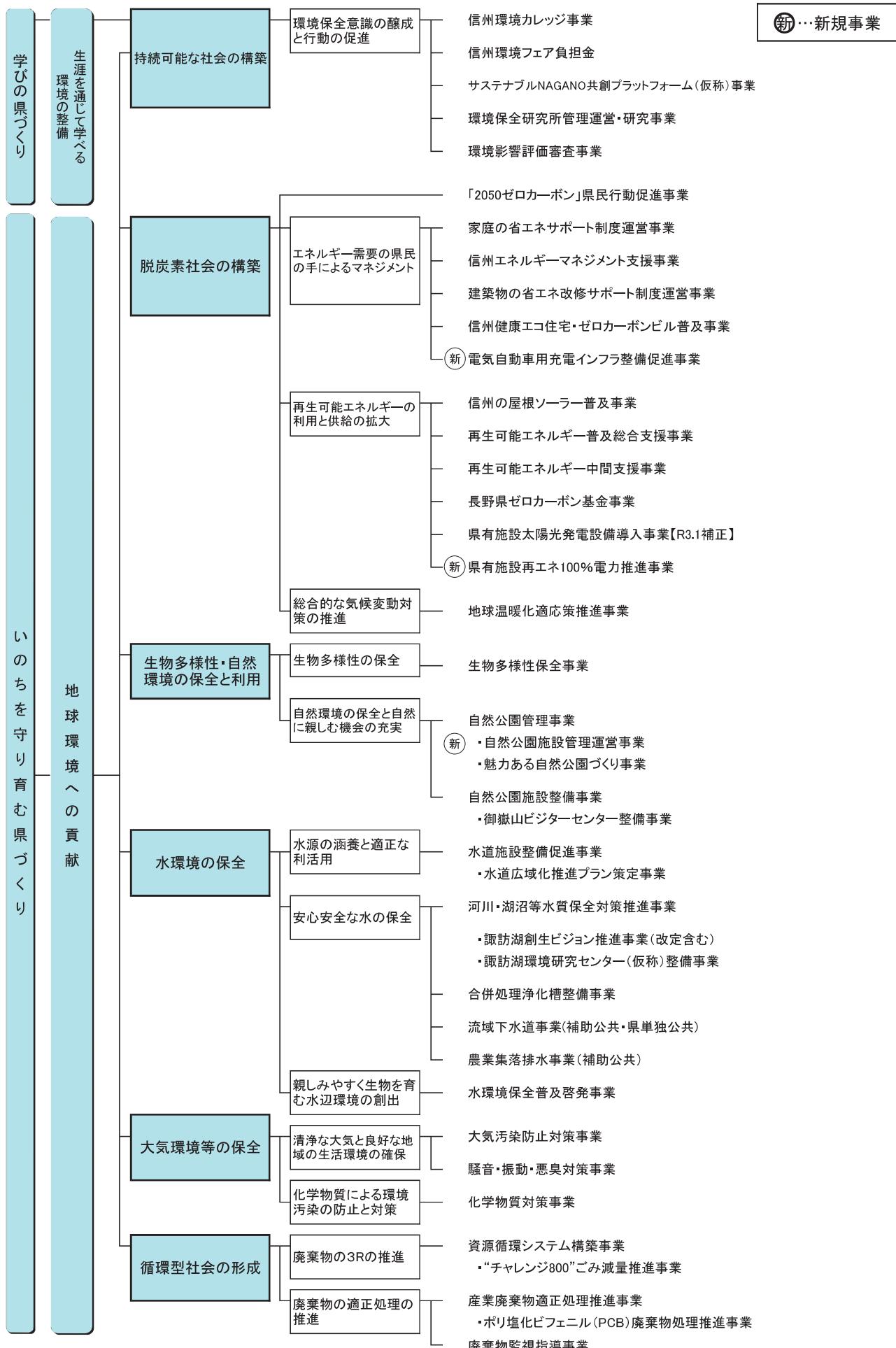
電話 026 (232) 0111 (代表)

026 (235) 7169 (環境政策課直通)

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp>

E-mail : kankyo@pref.nagano.lg.jp

令和4年度の環境関係施策体系



令和4年度における特徴的な取組

◆ 「第5次長野県環境基本計画」の策定

令和5年3月、長野県環境基本条例の規定に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、「第五次長野県環境基本計画」を策定しました。（計画期間：2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度））

基本目標として「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」を掲げ、パートナーシップにより、本県が誇る自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

また、本計画を親しみやすいものとするために、県民及び事業者等の皆様から、環境保全に関する行動を呼びかける標語を募集し、計360作品（167名から応募）の中から、施策の分野ごとに「推進標語」を選定しました。



◆ 「くらしふと信州」の活動を開始

2050ゼロカーボンを達成するためには、産学官、あらゆる主体の参画と世界の英知の結集が必要です。

そこで、県民はじめ様々な主体が集う「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（愛称：くらしふと信州）」を立ち上げ、拠点施設を長野市の中心市街地に開設し、活動を開始しました。

この拠点施設では、スタッフが常駐し、ゼロカーボンに向けた取組支援や情報交換などができるほか、学生や団体が企画するイベントを開催しています。



公式 HP は
くらしふと信州 こちらをご覧ください

◆ 「長野県水道ビジョン」の改定

令和元年10月に施行された改正水道法では、都道府県に水道事業の基盤強化の有効な方策である広域連携の推進役としての責務が規定され、「水道広域化推進プラン」の策定が要請されました。そのため、「水道広域化推進プラン」を包含し、小規模水道の基盤強化策等を新たに規定したビジョンの改定を令和5年3月に実施しました。



長野県生活排水処理構想

◆ 「長野県生活排水処理構想」の策定

生活排水対策の本来の目的である水環境の保全や快適で暮らしやすいまちづくりに加え、循環型社会の構築に向けた役割を果たし、さらには、これから的人口減少下でも生活排水事業を将来にわたって安定的に継続させる計画として、令和5年3月、「長野県生活排水処理構想(2022改定版)」を策定しました。



御嶽山ビジャーセンター



霧ヶ峰自然保護センター

◆ 自然保護センター等の機能強化

火山防災知識の普及啓発及び自然環境の保全と適正な利用を促進する施設として「長野県立御嶽山ビジャーセンター」が開館しました。「御嶽山を知り、火山を理解し、次世代につなげる」ため、平成26年の噴火災害の記録と記憶を伝承するとともに、御嶽山地域の自然や文化の魅力を発信していきます。

また、開館から約50年が経過し老朽化が進んでいた「霧ヶ峰自然保護センター」について、人と自然とをつなぐエコツーリズムの推進拠点とするため、草原景観を望むテラスの設置、映像展示の設置及び再生可能エネルギーの活用に配慮した設備の導入等の施設改修を行い、リニューアルオープンしました。

○持続可能な社会の構築



参考指標	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
環境教育計画を有する学校の割合	小学校 80.1% 中学校 90.3% (平成29年度)	小学校 85.0% 中学校 91.4%	△	小学校 90.0% 中学校 92.5%
「信州環境カレッジ」の受講者数	— (平成29年度)	10,629人	○	12,000人
環境保全研究所による環境教育講座等の受講者数	791人 (平成28年度)	621人	△	850人

※○達成(実績値が目標値以上)、○概ね達成(達成率80%以上)、△未達成(達成率80%未満)

環境保全意識の醸成と行動の促進

◆環境教育・ESDの推進

県民の環境保全に対する意識の向上と将来の環境保全を担う人材育成のため、「信州環境カレッジ事業」を推進しています。

長野県とフィンランド北カルヤラ県の教育機関が連携し、気候変動や環境問題に关心のある県内及び世界中の学生、企業、NPO等が集まり取組の共有や意見交換を行う「国際ゼロカーボン会議2023」をオンラインで開催しました。

信州環境カレッジの実施状況 (令和4年度)

区分	地域講座	学校講座	計
登録講座数	83講座	76講座	159講座
受講者(延べ)	5,416人	5,213人	10,629人

◆啓発活動の推進

環境保全に対する理解と関心を深め、環境保全への取組を推進することを目的として、「信州エコポスター・コンクール」を開催し、ポスター作品を各種イベントで掲示するなど、広報活動に活用しました。

また、環境保全活動等に功労のあった方々を表彰し、その内容を「環境パートナーシップだより たまき」において発信しました。

パートナーシップによる環境保全活動の推進

◆地域における協働の支援

「信州豊かな環境づくり県民会議」と連携し、県民が環境保全活動に取り組む契機となる事業を実施することで、持続可能な社会の構築に向けた県民総参加の運動を展開しました。また、2050ゼロカーボンの実現に向けた取組を進めるため、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」の活動を開始しました。

豊かな自然やライフスタイル等の発信

◆信州の魅力発信による移住・交流の促進

移住セミナー等において、豊かな自然環境や美しい景観の中での暮らし、それらを活かした教育等の本県ならではのライフスタイルを全国に向けて発信し、市町村と連携して移住やつながり人口、交流人口の増加を図っています。

令和4年度はオンラインも活用し、移住セミナー等を開催することで本県の魅力の発信を図りました。

環境影響評価による環境保全の促進

◆公共事業における環境配慮の促進

県が実施する公共事業のうち環境影響評価法及び県環境影響評価条例の対象規模未満の事業や非対象の事業について、より環境に配慮した内容とするため「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を定め、環境配慮制度の手続を実施しています。

環境配慮制度の手続実施状況 (平成22年度～令和4年度) (単位：件)

状況 事業	公共事業 環境配慮書 (案)	公共事業 環境配慮書	廃止事業	計
農業農村 整備事業	0	32	0	32
治山事業	0	1	0	1
道路事業	3	36	0	39
砂防事業	3	17	0	20
建築事業	0	13	1	14
発電事業	0	4	0	4
合計	6	103	1	110

環境保全研究所の機能強化

◆環境保全に関する調査研究、情報発信の強化

県内の光化学オキシダントに関する調査研究、廃棄物最終処分場に関する調査研究、気候変動の実態把握と適応策の推進に関する研究などに取り組みました。

○脱炭素社会の構築



参考指標	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数	— (平成29年度)	60件(累計)	△	1,800件
県有施設の庁舎照明LED化の整備個所数	1施設 (平成29年度)	130施設	△	292施設
県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数	6件 (平成29年度)	7件	◎	拡大
流域下水道に係るエネルギー自給率	5.1% (平成27年度)	9.7%	△	13.7%
企業局の水力発電の設備容量	100,410kW (101,050世帯分) (平成29年度)	104,655kW (117,909世帯分)	◎	101,119kW (104,270世帯分)
二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	14.76m ² /人 (平成28年度)	15.2m ² /人	◎	15.1m ² /人

エネルギー需要の県民の手によるマネジメント

◆省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進

家庭における温室効果ガスの排出削減に向けた省エネ・節電行動の支援として、「家庭の省エネサポート制度」を平成25年度から実施しています。これは、保守点検や検針など通常の事業活動でエネルギー供給事業者等が家庭を訪問する際、省エネアドバイス、簡易診断等を行い、実効性の高い省エネ行動の定着を目指すものです。

令和4年度は、130,340件の省エネアドバイスを実施しました。制度の運用開始から10年間で累計517,898件の省エネアドバイス・簡易検査を実施しました。

再生可能エネルギーの利用と供給の拡大

◆再生可能エネルギー普及の地域主導の基盤整備

信州の屋根ソーラー普及事業などの再生可能エネルギー推進施策に関して、自然エネルギー信州ネットを通じ、太陽光ヘルプデスクの設置や、事業所等における自家消費型太陽光発電の普及促進に関するセミナーの開催等を行いました。

◆再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大

太陽光発電・太陽熱利用のポテンシャルをウェブ上で表示する「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」や啓発用動画を活用し、市町村や事業者に対し太陽光の利用に向けた情報発信を行いました。

総合的な気候変動対策の推進

◆気候変動への緩和対策

フロン類の適正処理及び大気への放出の防止のため、フロン類を使用する業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類回収業者等、関係者への普及啓発や指導などにより、フロン類の適正な管理と確実な回収・破壊を図っています。

県内のフロン類回収業者数 (令和4年度末現在)

登録区分	登録事業者数(者)
第一種フロン類充填回収業者 (フロン排出抑制法)	889
フロン類回収業者 (自動車リサイクル法)	97(注)

(注)長野市・松本市管轄分を除く。

地球温暖化防止のほか、森林の多様な機能の持続的発揮に資することを目的に、森林(もり)の里親促進事業等で環境先進企業等の支援により整備する森林のCO₂吸收量を評価・認証しています。

◆気候変動への適応対策

県内の気象情報を保有する、国や県等の48機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク」において気象データを収集・統合し、将来の気候変動への適応に必要な基盤情報の整備を進めるとともに、国の研究機関や大学と連携して県内の気候変動の影響把握と予測の研究に取り組み、農業、災害、健康、生態系など様々な分野における影響評価を進めました。



○生物多様性・自然保護の保全と利用



参考指標	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数	30団体 (平成28年度)	65団体	◎	65団体
登山道の要整備箇所の解消数	93箇所 (平成28年度)	418箇所	○	493箇所
環境配慮型トイレの整備率	80.0% (平成28年度)	88.3%	◎	88.0%
信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数	152園 (平成29年度)	270園	◎	260園
里山整備利用地域の認定数	5地域 (平成28年度)	105地域	△	150地域
森林（もり）の里親契約数	累計126件 (平成28年度)	累計163件	◎	累計156件
国際水準GAP認証の取得件数	14件 (平成28年度)	69件	◎	42件

生物多様性の保全

◆生物多様性保全対策の総合的な推進

近年の生物多様性を取り巻く環境の変化や国の生物多様性保全の取組指針を踏まえ、令和5年3月に「第五次長野県環境基本計画」を策定し、計画中の「生物多様性・自然環境の保全と利用」を「第二次生物多様性ながらの県戦略」に位置付けました。

◆希少野生動植物の保全対策

「長野県希少野生動植物保護条例」により、捕獲・採取、踏み荒らし及び開発行為等から守るべき希少野生動植物を「指定希少野生動植物」として80種を指定し、そのうち、特に緊急に保護を図る必要がある20種を「特別指定希少野生動植物」として指定しています。

指定希少野生動植物等の指定状況（令和4年度末現在）

分類	指定希少野生動植物	特別指定希少野生動植物
維管束植物	52種	うち 14種
脊椎動物	9種	うち 2種
無脊椎動物	19種	うち 4種
計	80種	うち 20種

◆外来種対策の推進

生態系などに被害を及ぼす「特定外来生物」は、県内で令和5年3月末現在で25種類が確認されています。

県では「外来生物戦略構築事業」により現状把握・分析、新たな駆除技術の開発を行っています。

自然環境の保全と自然に親しむ機会の充実

◆自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理

県立自然公園が地域の要望により指定された経緯を踏まえ、「県立自然公園地域会議」を各公園に設置し、関係者との協働により自然環境の保全と適正な利用を目指した公園管理を行うこととしています。

令和4年度は、三峰川水系県立公園について地域会議での議論を経て、規制計画（地種区分）や事業計画（保護施設、利用施設）の見直し、自然体験活動計画の追加を行いました。

◆自然公園の整備と利用促進

県内にある5箇所の県営自然公園施設（自然保護センター、ビジターセンター）では、植物、地質、気象、文化（人と自然との共生）等に関する写真パネル・模型の展示や職員やボランティアによる自然ガイダンスを実施し、来場者に自然の魅力やお役立ち情報などを発信しています。

令和4年4月29日に霧ヶ峰自然保護センターがリニューアルオープンし、令和4年8月27日には、長野県立御嶽山ビジターセンターが開館しました。

◆自然体験活動の推進

豊かな自然環境を活かした登山やトレッキング等のアウトドア観光を推進しています。また、遭難の未然防止を含め、安全登山の取組を進めています。

○水環境の保全



参考指標	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
千曲川・犀川の目標水量達成率 (平成28年度)	100%	100% (令和3年度)	◎	100% (令和3年度)
上水道等の基幹管路の耐震化 適合率 (平成28年度)	35.2%	39.0% (令和3年度)	△	42.6% (令和3年度)
アレチウリ駆除活動の参加者数 (平成28年度)	26,416人	14,367人	△	29,000人

水源の涵養と適切な利活用

◆水源地域の保全

水資源を保全するため、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域（重要な水源地域）の指定と同地域における土地取引などの事前届出制により、いつ、誰によって、どのような目的で水源地域の土地の取引などが行われるか、常に把握し適切に指導・監視しています。

令和4年度末現在、延べ23水源が指定されています。

安心安全な水の保全

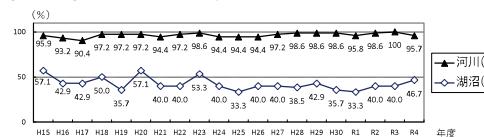
◆水質監視

水質汚濁防止法の規定に基づき水質測定計画を定め、環境基準の類型指定がなされている県内の河川・湖沼について水質監視を実施しています。

令和4年度は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている43河川及び15湖沼の100地点で水質測定を実施し、環境基準の達成率は河川が95.7%、湖沼が46.7%でした。また、人の健康の保護に関する項目について、砒素が夜間瀬川の2地点及び蓼科湖で環境基準を超過しましたが、自然由来によるものと考えられます。

なお、河川・湖沼とも、水生生物の保全に関する項目について、環境基準を超過した地点はありませんでした。

環境基準達成率の経年変化



◆発生源対策

本県の污水処理人口普及率は98.3%（令和4年度末）であり、全国7位の高い水準にあります。より多くの方々に快適で衛生的な生活を送っていただくよう、下水道等の未普及地域の早期解消に引き続き取り組みます。

◆河川・湖沼の浄化対策

湖沼水質保全特別措置法では、湖沼の水質の保全を図るため、汚濁が著しく、利水上重要な湖沼を指定湖沼として国が指定（全国11湖沼）し、水質の保全に関する対策を総合的・計画的に進めています。県内では諏訪湖と野尻湖が指定されており、湖沼ごとに湖沼水質保全計画を策定し、計画に基づく対策を行っています。

親しみやすく生物を育む水辺環境の創出

◆親水性に優れた水辺づくり

「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、地域住民及び関係機関と連携し、諏訪湖の水質保全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備、サイクリングロードの整備等を行っています。



ヒシの手作業による除去作業

◆水辺における生態系の保全

河川等の整備に当たっては、上下流の河床の連続性の確保を図るために、落差工を設けないなど、可能な限り河床高低差の無い構造の計画とし、地域の生態系を保全しています。また、アレチウリの駆除に当たっては、住民、民間団体、自治体等の連携による駆除活動を推進しており、令和4年度は、延べ約14,367人の参加がありました。

◆水辺の環境保全活動等の推進

水の大切さを再認識し、水環境を保全する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化に役立てるため、湧水などの中から特に優れたもの15箇所を「信州の名水・秘水」として選定しています。

また、環境省の「名水百選」、「平成の名水百選」には、県内から計7箇所が選定されています。

○大気環境等の保全



参考指標	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
自動車騒音環境基準達成率 (平成28年度)	94.9%	86.9%	△	95.6%
北陸新幹線鉄道騒音環境基準 達成率 (平成28年度)	50.0%	35.7%	△	72.2%

清浄な大気と良好な地域の生活環境の保全

◆大気環境の保全

県内16ヶ所で光化学オキシダント濃度を24時間連続して監視しています。濃度が基準値を超えると、気象状況などからその状態が継続して認められる場合には、県内10地域ごとに注意報を発令しますが、令和4年度は注意報を発令する状況はありませんでした。また、昼間の濃度別の測定時間の割合でみると、1時間値が0.06ppm（環境基準）以下の割合は96.2%でした。

また、ばい煙発生施設や一般粉じん*発生施設などの大気汚染物質の発生源に対し、令和4年度は881件の立入検査を実施し、12件の改善措置等の指導を行いました。

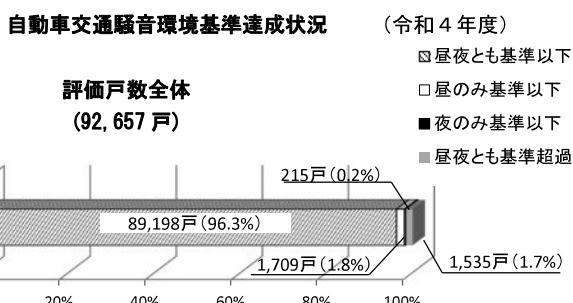
◆アスベスト対策

アスベストの大気環境中への飛散を防止するため、吹付けアスベストなどの除去作業等、特定粉じん排出等作業の際には「大気汚染防止法」による届出が義務付けられ、さらに、県の「既存建築物等におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る実施要領」に基づく届出が別途必要です。

県では、これらの届出のあった作業について、201件の立入検査を行い、33件の作業基準の遵守状況などの改善指導を行いました。

◆騒音・振動・悪臭の防止

道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、必要に応じて施設管理者へ改善を求めました。



◆光害対策等

屋外照明などで、目的物以外の物を照らすことにより、人の活動や動植物へ悪い影響を与える「光害（ひかりがい）」への対策として、「公害の防止に関する条例」を一部改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に名称変更するとともに、光害の防止について規定し、県民に周知しています。また、大規模小売店舗立地法の届出の際に本条例に基づき、夜間照明の照射時間や方向等を確認し、良好な照明環境実現のため必要な助言を行っています。

◆放射能対策

県内に流通する食品（令和4年度：ミネラルウォーター12検体）、県内産の農林畜産物（野生獣肉、県内産野生のこ類及び原木栽培のこ等）について、放射性物質検査を実施しました。

化学物質による環境汚染の防止と対策

◆ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境汚染及び人体への影響を防止するため、県では「環境調査」「排出抑制の推進」を実施しました。一般環境中の、大気、土壤、河川・湖沼の水質、底質及び地下水について計11地点、産業廃棄物焼却施設周辺の4地点でダイオキシン類の濃度について調査を行い、全地点で環境基準を満たしていることを確認しました。

◆その他の化学物質対策

環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託して、未規制化学物質の分析法の開発や環境中の化学物質の濃度実態の調査をしています。調査結果は、環境省から公表されるとともに、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の解明など、種々の対策に幅広く有効に活用されます。

その作用メカニズムについては科学的に十分解明されていませんが、県もこれらの調査・研究に協力するとともに、情報の収集・整理を行い、県民の皆さんへ情報提供を行っていきます。

○循環型社会の形成



参考指標	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～協力店登録数	617 店 (平成28年度)	940 店 (令和4年度新規登録：61店)	○	1,000 店
産業廃棄物3R実践協定の締結事業者数	172 者 (平成28年度)	200 者	◎	200 者
信州リサイクル製品の認定数	60 製品 (平成28年度)	71 製品	△	80 製品
電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及率	33.3% (平成28年度)	54.7%	◎	50.0%

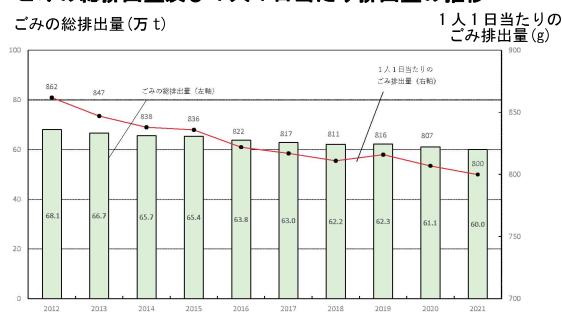
廃棄物の4Rの推進

◆2Rを意識した3Rの推進

食品ロスの削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を実施しており、飲食店、宿泊業施設及び小売業者の「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の登録は令和4年度末で940店舗となっています。

また、令和3年度におけるごみ（一般廃棄物）の総排出量は、約60万t（対前年度比1.7%減）で、県民1人1日当たりの排出量は800gとなり、いずれも順調に減少しています。

ごみの総排出量及び1人1日当たり排出量の推移



また、使い捨てプラスチックの削減を図るため、「信州プラスチックスマート運動」を実施しています。生活スタイルの見直しから「3つの意識した行動」を呼びかけ、プラスチックごみ削減に取り組んでいます。また、「信州プラスチックスマート運動」協力店の登録は令和4年度末で109事業者638店舗となっています。

◆代替素材への転換（リプレイス）の推進

生分解性プラスチックやバイオプラスチック等の導入に取り組む事業者を長野県ごみ減量情報発信サイト「信州ごみげんねっと」で広く紹介するとともに、市町村向け研修会でも事例を紹介しました。

廃棄物の適正処理の推進

◆適正処理の推進

排出事業者は自らの責任の下に、産業廃棄物を適正に処理する義務があり、排出事業者が産業廃棄物の処理基準に従い自ら処理し、又は委託基準に従い処理を委託するよう指導しています。特に委託の場合、許可を受けた処理業者への委託、書面による委託契約の締結、処理状況の確認の必要性などを重点的に指導しています。

◆不適正処理の防止

廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施しています。

法令違反に対しては、許可の取消しを含む厳正な行政処分を実施しており、今後も迅速かつ厳正な行政処分により、適正処理を推進していきます。

行政処分の推移

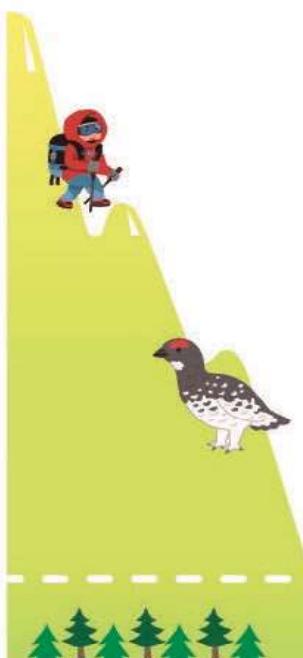
年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
許可取消	10	3	4	4	4	5
事業停止命令	3	1	1	1	0	0
使用停止命令	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	2	0	0	0	0
措置命令	1	0	0	0	0	0
計	14	6	5	5	4	5

また、不法投棄監視連絡員100名による地域パトロール、職員による夜間監視など直接的な監視体制や、県に設置している不法投棄ホットラインによる県民からの直接通報など、不法投棄に関する迅速な情報収集に努めています。

県内の不法投棄の発見件数はここ4年減少、内容はいずれも、一般廃棄物が9割を占めている状況です。

標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）

山岳・高原ゾーン



国の特別天然記念物に指定され、県鳥でもあるライチョウについて、実践的な保護活動に従事できる技術者を養成しており、令和4年度までに15名の技術者を養成しました。また、ライチョウの目撃情報を投稿できるスマートフォンアプリ「ライポス」を開発し、登山者等の協力を得ながら生息状況を把握する等、多様な主体との連携による保護対策を推進しています。

また、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、ふるさと信州寄付金や企業からの寄付金を活用し、市町村及び公益的役割を担う山小屋関係団体が行う登山道の整備・維持補修への支援を行っています。

中山間地ゾーン



水源の涵養機能など、森林の公益的機能の発揮が期待され、機能増進が必要な森林については、計画的に保安林の指定を進め、公的な整備や伐採の制限などにより森林の保全や機能増進を図っています。特に、水源林の保全を積極的に進めるため、法的な規制が及んでいない水源林については、市町村などと連携し保安林の指定を進めています。

水源の涵養や災害の防備などを目的とした保安林は年々増加しており、令和4年度末までの指定面積は、県内の森林面積の55%を占めています。保安林の目的別の構成を見ると、水源の涵養を目的とした保安林の割合が保安林全体の72%となっています。

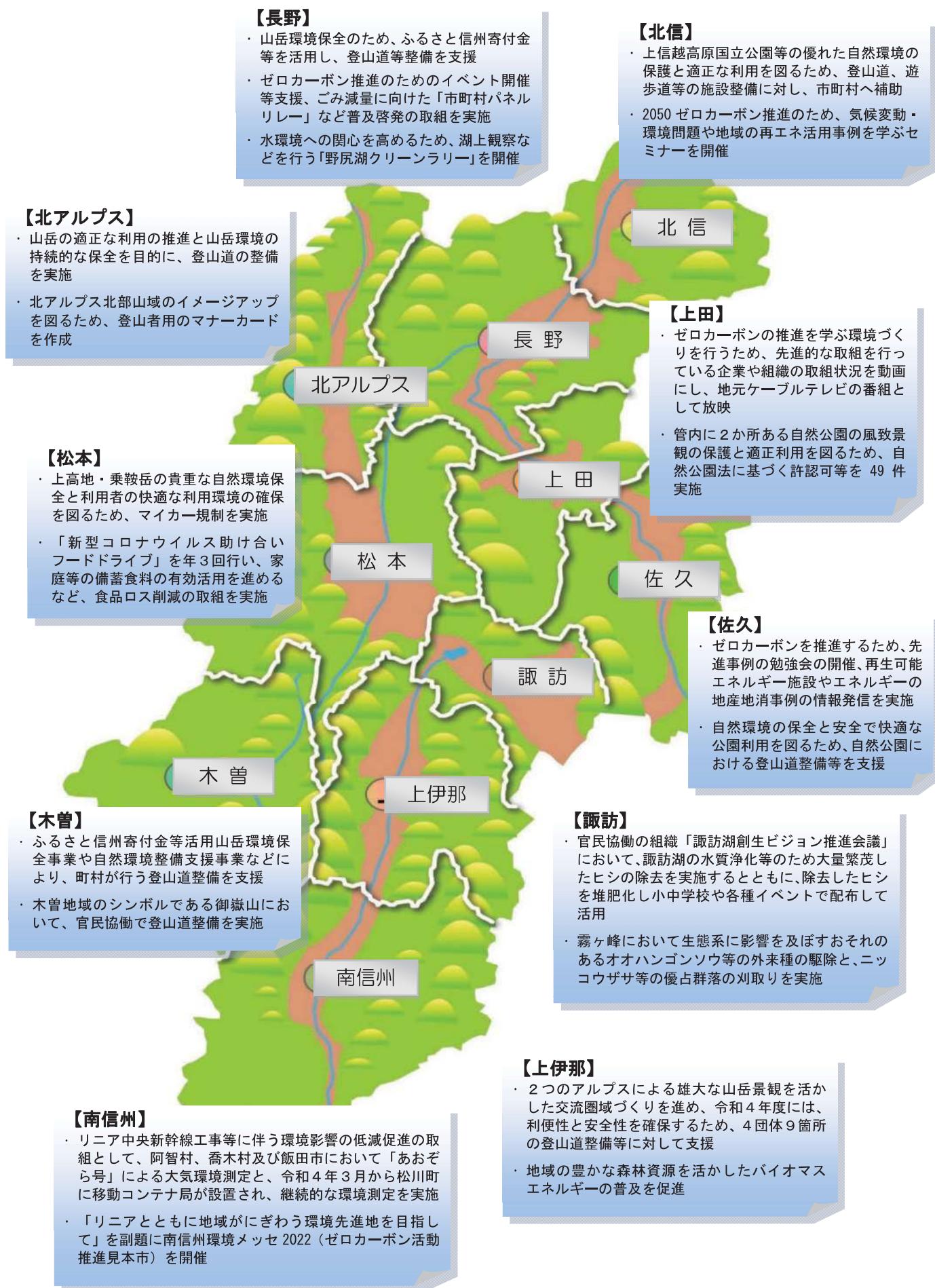
市街地ゾーン



令和3年度におけるごみ（一般廃棄物）の総排出量は、約60万t（対前年度比1.7%減）で、県民1人1日当たりの排出量は800gとなり、いずれも順調に減少しています。

また、地域主導の再生可能エネルギーを普及拡大するため、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用により、市町村や事業者といった関係業界と連携して普及を進めています。

地域別の特性を踏まえた取組（水平ゾーニング）



第四次長野県環境基本計画 目標の達成状況 (対象年度：令和4年度)

評価の記号説明

◎：達成（実績値が目標値以上）、○：概ね達成（達成率80%以上）、△：未達成（達成率80%未満）

分野	指標名	基準値	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
社会持続可能な構築な	環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行している人の割合	65.5% (平成29年度)	54.2%	△	75.0%
	都市農村交流人口	624,909人 (平成28年度)	349,370人	△	690,000人
脱炭素社会の構築	県内の温室効果ガス総排出量	15,489千t-CO ₂ (平成26年度)	14,383千t-CO ₂ (令和元年度)	△	13,738千t-CO ₂ (令和元年度)
	県内の最終エネルギー消費量	17.8万TJ (平成27年度)	16.1万TJ (令和2年度)	◎	17.0万TJ (令和2年度)
	再生可能エネルギー自給率	8.2% (平成27年度)	11.3% (令和2年度)	△	12.9% (令和2年度)
生物多様性と・利用自然環境の	保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (平成28年度)	29種	◎	29種
	自然公園利用者数	3,607万人 (平成28年)	3,113万人 (令和4年)	△	3,743万人 (令和3年)
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	40,827ha (平成28年度)	46,260ha	△	49,800ha
	民有林の間伐面積	13,634ha (平成28年度)	42,797ha (平成30～令和4年度の累計)	△	60,800ha (平成30～令和4年度の累計)
水環境の保全	河川環境基準達成率	98.6% (平成28年度)	95.7%	△	98.6%
	湖沼環境基準達成率	38.5% (平成28年度)	46.7%	△	53.3%
	汚水処理人口普及率	97.6% (平成28年度)	98.3%	△	99.0%
	民有林の間伐面積(再掲)	13,634ha (平成28年度)	42,797ha (平成30～令和4年度の累計)	△	60,800ha (平成30～令和4年度の累計)
大気環境等の保全	大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (平成28年度)	100.0%	◎	100.0%
	昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率(時間)	94.2% (平成28年度)	96.2%	◎	94.5%
	有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% (平成28年度)	100.0%	◎	100.0%
循環型社会の形成	一般廃棄物総排出量 ※()内は1人1日当たりのごみ排出量	654千t (836g) (平成27年度)	600千t (800g) (令和3年度)	○	588千t (795g) (令和2年度)
	産業廃棄物総排出量	4,341千t (平成25年度)	4,482千t (平成30年度)	△	4,358千t
	一般廃棄物リサイクル率	23.0% (平成27年度)	22.6% (令和3年度)	△	24.3% (令和2年度)

(資料：環境政策課)